

公益財団法人滋賀県スポーツ協会 一般事業主行動計画

職員が仕事と生活の調和を図りつつ、働きやすい雇用環境の整備を行い、すべての職員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日～ 令和8年9月30日までの2年間

2. 内容

目標1：令和6年10月から、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年10月～ 所定外労働の現状を把握や
- 令和6年11月～ ノー残業デーの実施、管理職会議（年4回）や職員研修などによる職員への周知

目標2：令和8年9月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和6年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年12月～ 計画的な取得に向けた管理職会議における周知
- 令和7年1月～ 取得状況のとりまとめと、管理職会議における報告などによる取得促進のための取組の開始

目標3：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、人事評価制度にワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を追加する。

<対策>

- 令和6年10月～ 評価項目・評価基準等の検討
- 令和6年11月～ 人事評価制度の改定について周知、評価者用マニュアル配付
- 令和7年度～ 新人事評価制度による評価実施